

観光施設多言語表記整備支援事業業務委託仕様書

1 目的

2026年に愛知・名古屋でアジア・アジアパラ競技大会が開催され、本大会を契機に多くの外国人旅行者が本県を訪れることが期待される。外国人旅行者の受入れに当たっては、観光施設における多言語化が必要であるが、現状では観光施設によっては、多言語看板等の解説文が整備されていないことや、多言語看板等の解説文があっても表記が不十分であることにより、当該観光施設の魅力が伝わらない場合がある。

そこで、ネイティブライター等専門人材を観光施設に派遣して多言語解説文の表記を検証し、ネイティブ目線を盛り込んだ解説文を作成することで、観光施設における多言語表記の整備を支援し、本県の観光地としての魅力度の向上を図る。

2 業務内容

2026年に愛知・名古屋でアジア・アジアパラ競技大会が開催される機会を捉え、外国人旅行者が多数訪れる県内の有力な観光施設を選定のうえ、多言語看板等の解説文に係る英語等の表記について、ネイティブライター等専門人材による検証を行い、修正及び改善等を図る。

(1) ネイティブライター等専門人材を起用した体制の構築

以下に示す役割について経験豊富な人材を起用し、体制を構築すること。なお、適正性が担保される場合においては、兼務も可とする。

- ・ディレクター（全体統括）※英語に対応可能な人材とすること。
- ・ライター（執筆・修正）※英語を母語とする人材とすること。
- ・エディター（編集・推敲）※英語を母語とする人材とすること。
- ・校閲者（スタイルチェック）※英語を母語とする人材とすること。
- ・校正者（文字校正）※英語を母語とする人材とすること。
- ・内容監修者（解説文の事実確認）※英語を母語とする人材が望ましいが、英語を閲読することが可能な日本人でも可とする。

(2) 支援対象とする観光施設

支援対象とする観光施設は、以下の3施設を含む4施設程度とする。なお、以下の施設を除く施設については調整中のため、契約後に県が指定する。

施設名	所在地	対象解説文等
岡崎城	岡崎市康生町 561-1	施設の概要、展示物の解説
三河武士のやかた家康館	岡崎市康生町 561-1	施設の概要、展示物の解説
カクキュー八丁味噌	岡崎市八丁町 69	施設の概要、展示物の解説

県が指定する観光施設において、多言語解説文を8資料^{*}以上作成すること。作成する多言語解説文の対象資料や内容については、各観光施設の意向を踏まえ、県との協議の上、決定することとする。

- ※ 1 資料当たりの英語のワード数は最大 750 ワード程度とするが、ワード数が著しく少ない場合、支援対象とする資料を増やす場合がある。

(3) 解説文作成言語の選定

各施設、英語を含む 3 言語以上の解説文を作成すること。英語以外の言語については、アジア地域で使用される言語とし、観光施設の特性等を踏まえて選定すること。

(4) 解説文作成の手順

観光庁 WEB サイト (<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html>) に公開されている「How To 多言語解説文整備」及び「地域観光資源の英語解説文作成のためのライティング・スタイルマニュアル」を参照し、次のアからクまでの手順で適切な多言語解説文を作成すること。

ア 解説文の検証及び作成方針の決定

ディレクター、ライター及びエディターが主体となり、ライター等が現地取材を行い、外国人目線に基づき、執筆に必要な情報収集等を行うこと。なお、現地取材の前にオンライン等で事前ヒアリングを行い、観光施設側の意向を把握すること。そのうえで、支援対象とする観光施設の解説文についての検証を行い、作成方針を決定すること。

イ 解説文の執筆

ライターが主体となり、支援対象とする観光施設の英語の解説文の執筆を行うとともに、ファクトチェックを行うこと。

ウ 執筆内容の編集・推敲

エディター、ライターが主体となり、解説文の分かりやすさの追求等を行うこと。

エ 執筆内容の確認

内容監修者が主体となり、事実関係の正確性について確認を行うこと。なお、確認に当たっては、支援対象とする観光施設による確認を得ること。問題点等があった場合は、ライター、エディターが主体となり、修正を行うこと。

オ 執筆内容の校閲

校閲者が主体となり、適切な文体、表現になっているか確認すること。

カ 最終確認

校正者、ライター及びエディターが主体となり、内容の最終確認を行うこと。

キ 英語以外の言語への翻訳

英語の解説文を基に、2 (3) で選定した英語以外の言語への翻訳を行うこと。翻訳に当たっては、ネイティブチェックを行うこと。

ク 成果物の提供

支援対象とする観光施設に対し、作成した解説文を電子データ等により提供すること。

(5) その他提案

2 (1) に関連する業務で、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案

すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

(6) その他、業務上必要な一切の業務

3 成果物の提出

(1) 報告内容

- ・写真等を利用して、全体の業務実績をまとめること。
- ・本事業を通じた分析・考察を行い、今後の観光施設多言語表記整備支援のための効果的な方策について取りまとめること。
- ・その他県が指示するもの。

(2) 報告期限

2027年3月19日（金）

(3) 提出部数

紙媒体（日本産業規格A4版）2部、電子データ（Power Point形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。